

中小企業組合等支援施策情報

■秋田県の補助事業のご紹介

1 工場、研究所等の新增設・集約や事業承継を支援 「あきた企業チャレンジ応援事業」

秋田県内に工場、研究所、事業所を新增設または集約する企業や、工場等閉鎖に伴う事業承継を行う企業に、初期投資や集約、事業承継、雇用に必要な経費の一部を助成します。

○補助対象経費

- (1) 新增設型 県内に工場等を新增設する製造業、情報通信関連型企業、研究開発型企業、または県を超えた広域物流ネットワークを構築する企業が雇用に要した経費と投下固定資産経費
- (2) 集約型 県外の工場等を県内に集約する製造業が集約に要した経費と雇用に要した経費
- (3) 事業承継型 製造業を営む県内の工場閉鎖に伴い、その従業員等が事業を承継するために建物や機械等の取得に要した経費

○募集期間 平成25年3月31日まで

【お問い合わせ先】 秋田県産業労働部地域産業振興課企業支援第二班 ☎018-860-2225

2 地域資源を活用した創業や新商品開発等の取組を支援 「あきた企業応援ファンド事業」

県内企業の付加価値の向上を通じて県経済の活性化や雇用の場創出を図るため、県内に存在する地域資源を活用した創業や県内企業の新商品・新役務の開発、販路拡大等の経営革新への取組を支援します。

○補助対象者 中小企業者、NPO法人、中小企業者として創業する方、組合等

○補助対象事業 (1) NPO法人、有限責任事業組合、中小企業者として創業する方

①重点支援枠

補助率 2/3以内

補助金額 500万円以内(下限20万円)

②一般枠

補助率 1/2以内

補助金額 300万円以内(下限20万円)

(2) 組合等が実施する地域資源を活用した新商品の開発、展示会、技術講習会等

補助率 10/10以内

補助金額 300万円以内(下限50万円)

○募集期間 平成24年5月10日(木)～平成24年6月11日(月)

【お問い合わせ先】 秋田県産業労働部地域産業振興課企業支援第一班 ☎018-860-2225

3 中心市街地再生・魅力あるまちづくりを支援 「街なか商業活性化市町村支援事業(間接補助金)」

中心市街地の商業活性化に向けて、意欲と創意工夫ある取り組みに対し、市町村と県が柔軟な補助制度で支援します。

空店舗活用、高齢者等支援、若手人材交流、地域の歴史・文化を活用した街おこし等、さまざまな事業が対象となります。

(例) ①閉店した大型店や商店街の空店舗を活用し、地域ならではの特性を活かした営業の実践

②高齢者等の生活のバックアップに資する買い物・介護・セキュリティ分野の開拓 等

本事業に取り組んでみたい方は、各市町村商工担当課までご相談下さい。

■融資制度のご案内

1 セーフティネット貸付(経営環境変化資金)

社会的、経済的環境変化により、一時的に売上や利益が減少する等業況が悪化している方

貸付限度額	資金使途	償還期間	据置期間	貸付利率
4,800万円	設備・運転	設備15年以内 運転8年以内	3年以内	※1.55~3.20%(年) 平成24.4.11現在

※貸付利率 一定の要件に該当する場合、最大0.5%引下げ

2 設備資金貸付利率特例制度

政府の経済対策により、設備投資の促進を図るため、設備資金における各種融資制度の利率から、当初2年間について0.5%引下げ

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 国民生活事業

秋田支店 秋田市中通五丁目1-51 北都ビルディング1F ☎018-832-5641

大館支店 大館市御成町二丁目3-38 ☎0186-42-3407

3 中小企業組織融資制度

中小企業団体中央会に加入している中小企業組合(中小企業団体の組織に関する法律または商店街振興組合法に基づいて組織されたもの)及びその組合員は、中小企業のための融資制度をご利用いただけます。(※据置期間・担保・保証人は商工組合中央金庫の定めによります。)

- (1) 近代化・合理化・経営の改善に要するための資金
- (2) 秋田港のコンテナ航路を利用し、輸入代金の決済を信用状(L/C)方式で行うためのL/Cの開設及び決済に要するための資金

貸付限度額	資金使途	償還期間	据置期間	貸付利率	保証料
組合員 2千万円 組合 5億円	設備・運転	設備10年以内 運転7年以内	—	商工中金利率の 0.5%減	—

【お問い合わせ先】 本会総務企画課 ☎018-863-8701

組合相談コーナー 総会後の事務処理について

Q 当組合は通常総会で任期満了により役員改選を行いました。総会終了後の事務手続きは、行政庁に決算関係書類を提出するだけで良いのでしょうか。

A 通常総会で役員改選を行った場合は、総会終了後に決算関係書類と併せて役員変更届出書の提出と代表理事の変更登記が必要になります。なお、理事長が重任の場合も、役員変更届出書を提出し、代表理事の変更登記を行って下さい。

ここで、総会終了後に必要な事務手続きについて確認してみましょう。
次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。



- 1 組合は毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、所管行政庁に決算関係書類等を提出しなければならない。
- 2 組合は代表権の有無に関わらず理事全員を登記しなければならない。
- 3 役員改選で、新理事に前理事長が含まれなかった場合、理事会議事録には新理事全員の実印で押印が必要である。
- 4 組合役員の氏名に変更があった場合のみ、行政庁への届出義務がある。

※回答は10ページに掲載しています。